

平成25年6月吉日

「三重の木」認証事業者 様

「三重の木」利用推進協議会
事務局
三重県木材協同組合連合会

「三重の木」認証事業者への支援事業の実施について（ご案内）

梅雨の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、平成25年度においても、大工・工務店、建築設計事務所及び製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用して住宅を建てたいといった消費者ニーズに対応する取組を支援することとなりましたので、事業を実施しようとする事業者は、所定の書式に必要書類を添付の上、申請期限までにお申し込み下さい。

記

1. 「三重の木」認証材利用拡大等支援事業

(1) 補助対象

大工・工務店、建築設計事務所、製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用したい消費者に対する住宅見学会や住宅相談会の開催、住宅フェアへの出展、パンフレット・チラシの作成などの取組であって、補助金交付決定日以降に実施する事業が補助の対象となります。但し、本年度は対象枠が大幅に減少したため、イベントによる取組のみ対象となります。3認証事業者以上が連携して7月から11月の間に取り組み15取組（グループ）に補助金が交付されます。

(2) 補助額

補助対象事業費の10/10とし、1取組（グループ）当たり補助金の上限は、10万円です。

(3) 補助対象経費

- ①印刷費（イベントの告知等のパンフレット、チラシの印刷）
- ②広告料（イベントの告知等の経費）
- ③報償費（イベントの講師等に対する謝金）
- ④使用料及び賃借料（会場、体験ツアーのバス代等の借料等）
- ⑤需用費（消耗品費等）
- ⑥旅費（講師の旅費）
- ⑦役務費（通信運搬費、手数料）

(4) 申請方法

- ①申請期限 第一次募集 平成25年7月末日まで
- ②申請方法 交付申請書（様式第1号の1）に必要事項を記載の上、関係書類を添付して、「三重の木」利用推進協議会（三重県津市桜橋1丁目104番地 三重県木材協同組合連合会内）宛に提出する。

(5) 補助対象者の決定

その都度、申請書類を審査の上、先着順に決定致します。

<注1> 希望者が予算に満たない場合は、再募集致します。

<注2> 飲食費、実施者の賃金等は補助対象経費から除きます。